

●香川県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定を受けた施術者から廃止した旨の届出があった。

平成25年6月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成25年 3月15日	香生施 376	山崎 啓示 綾歌郡宇多津町浜五番丁63 番地1	あさがお整骨院 坂出市川津町3358番地4	柔道整復